

インボイス制度説明会の御案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。

1 説明会の主な内容

インボイス制度の基本的な仕組み

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、**事前に連絡先まで申込みをお願いします。**

なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。

2 説明会の日程

開催日時		定員	会場
令和4年11月24日(木)	14時00分～15時00分 (インボイス制度の概要)	各150名	台東区民会館9階ホール 台東区花川戸2-6-5
令和4年12月13日(火)			
令和5年1月10日(火)	10時30分～11時30分 (インボイス制度の概要)	各30名	東京上野税務署 7階会議室 台東区池之端1丁目2-22 上野合同庁舎
	13時30分～14時30分 (免税事業者の方など消費税の 仕組みから知りたい方)		
令和5年1月30日(月)	14時00分～15時00分 (インボイス制度の概要)	150名	台東区民会館9階ホール 台東区花川戸2-6-5

【連絡先】 東京上野税務署 法人課税第1部門 ☎03-3821-9001(代表)内線 22414

- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。
- 上記日程の都合が悪い方は、オンライン説明会を開催していますのでご利用ください。

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。



説明会サイトへ



東京上野税務署